

公益社団法人トライアスロンジャパン

役員選任規程

(目的)

第1条 公益社団法人トライアスロンジャパンの 役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、トライアスロンジャパン 定款について定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、トライアスロンジャパン 定款第21条第1項第1号に定める範囲で、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、社員総会に推薦するものとする。

- (1) 各地域トライアスロン競技団体(ブロック)が互選により別表に定める定数まで推薦する者 11名以内
- (2) 理事会が推薦する者 (定款で定める定数から前号の(1)を差し引いた人数以内)
- (3) 前号の(2)の中にアスリート委員会から2名 (女子1名・男子1名:パラトライアスロン競技者含む) の推薦を含むものとする。
- (4) 前各号の理事候補者のうち 40%以上を女性候補者、25%以上を外部有識者 (学識経験者含む) とするよう努めるものとする。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、トライアスロンジャパン 定款第21条第1項第2号に定める3名以内 (外部有識者含む) の範囲で、理事会が社員総会に推薦するものとする。

(年齢の制限)

第4条 理事及び監事の各候補者は理事就任時の年齢は、18歳以上80歳未満でなければならない。

(継続の制限と復帰)

第5条 理事及び監事は、在任期間が同一職において連続10年を超えてはならない。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 当該理事が在任期間中に ワールドトライアスロン(TRI)又は、アジアトライアスロン(AST)等の国際スポーツ組織の理事・監事・専門委員等の役職又は関連する職に就任している場合

- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることができると評価される特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合
- (3) 当該理事及び監事が 10 年の任期満了で退任した後に 2 期(4 年)を経過した場合は、同一職に復帰することができる。
- (4) 第 1 項及び第 2 項における継続期間の上限は、原則として 4 年以内とする。

(期間の満了日)

- 第 6 条 新たに理事及び監事の選任の社員総会の決議があった日（本規程の施行日以降）から起算し、選任後連続して 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を 10 年満了とする。
2. 本規程の施行日以降において重任される理事及び監事も同様に前項の起算日を適用し、選任後連続して 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を 10 年満了とする。
3. 前二項を原則とするが、役員任期の短縮等については、事業計画方針に基づき、10 年を一律の任期満了とせず、2 年ごとの改選時に調整ができるものとする。

(委員会の設置)

- 第 7 条 この規程を公正及び適正に運用するために、理事会の議決により「役員候補者選考委員会」を設置する。なお、運用基準は別に定めるものとする。

(本規程の変更)

- 第 8 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、2021 年（令和 3 年）3 月 24 日から施行する。

2022 年（令和 4 年）12 月 9 日 改定

2025 年（令和 7 年）12 月 17 日 改定（第 1 条、2 条、3 条、5 条、6 条）